茨城県霞ヶ浦水質保全条例改正

The Knights

平成 19 年 10 月 1 日に「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」が「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」として全面的に改正され、施行されました。

改正の理由としては霞ヶ浦において、工場、事業場などにおける窒素、りん対策を主たる目的として茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例を制定すると共に、霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画を策定し、総合的かつ計画的に浄化対策を進めてきました。しかし、現状では COD 等の汚濁の進行は抑制されましたが、大幅な水質改善には至っていません。そして、平成 19 年 3 月に決定した第 5 期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画において、生活及び産業活動の全ての分野において例外なく汚濁負荷削減に取り組むこととなり、これを着実に実行していくために工場・事業場の排水規制の強化、生活排水対策、農業・畜産業などにおける水質浄化対策の徹底を新条例に規定することとなりました。

改正の主な内容としては

①窒素及びりんに係る排水基準を適用する工場・事業場の対象を日平均 20 ㎥以上から 10 ㎥以上に引き下げる（BOD、COD、SS に関する排水基準についても、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例を同時に改正し、日平均 10 ㎥以上の工場・事業場に適用）。

②茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例制定時に既設の工場・事業場に適用している排水基準を廃止し、新設の基準に統一（既設から新設の排水基準への移行には 3 年間の猶予あり）する。

③排水基準の適用を受けない小規模事業場に、水質に関する基準の遵守を義務付ける。

④単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）、又は汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換及び、高度処理型合併処理浄化槽（窒素、りんの除去が可能）の設置を義務付ける。

⑤農業、畜産業及び養殖漁業の各分野に関し、各事業者が取るべき対策について規定する。

となっています。

今後も環境関連法規の改正、施行について、情報を提供させていただきます。又、当社は水質分析につきましても、長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

資料　2007 年 10 月 1 付 茨城県ホームページ

水質分析箇所　清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
ＵＲＬ：www.knights.co.jp

今すぐ、結果が知りたい！っと思った事ありませんか？　業界初新サービス、しかも無料！
「あなたの分析室Webシステム」過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。
まずは、お問合せください。